⑵　公共下水道管理者は、排水区域等の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の予定年月日、廃止しようとする区域等を公示し、かつ、これを表示した図面を⑷により公示する日の前日まで当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならないものとする。（第九条の二第二項及び第五項関係）

⑶　公共下水道管理者は、排水区域等の全部又は一部の廃止を公示しようとするときは、当該公共下水道を管理する地方公共団体が当該公共下水道による下水の排除又は処理に代わる措置を講ずる場合を除き、当該公示に係る排水区域等内の公共下水道を使用する者の同意を得なければならないものとする。（第九条の二第三項及び第五項関係）

⑷　公共下水道管理者は⑴により排水区域等の全部又は一部を廃止したときは、廃止した区域その他国土交通省令で定める事項を公示しなければならないものとする。（第九条の二第四項及び第五項関係）

⑸　排水区域のうち⑵により公示された区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、その土地の下水を公共下水道以外の設備又は施設に流入させるために必要な排水施設を設置することができるものとする。（第十条第四項関係）

9　都道府県による復旧工事の代行

⑴　流域下水道管理者である都道府県は、災害が発生した場合において、市町村から要請があり、かつ、当該市町村における公共下水道の復旧に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道（当該都道府県の管理する流域下水道と管理上密接な関連を有するものに限る。）について復旧に関する工事を当該市町村に代わって自ら行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができるものとする。（第十四条の二第一項関係）

⑵　⑴により都道府県が公共下水道の復旧に関する工事を行う場合においては、当該公共下水道の公共下水道管理者に代わってその権限を行うものとする。（第十四条の二第二項関係）

⑶　⑴により都道府県が施行する公共下水道の復旧に関する工事については、当該都道府県の費用をもってこれを施行するものとし、この場合において、国は市町村が自ら当該公共下水道の復旧に関する工事を施行することとした場合に国が当該市町村に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を負担し、又は当該都道府県に補助し、当該市町村は当該費用の額から国が当該都道府県に交付する負担金又は補助金の額を控除した額を負担するものとする。（第十四条の二第四項関係）

10　施設の機能妨害行為に対する負担金

公共下水道管理者は、公共下水道の施設の機能を著しく妨げた行為により必要を生じた公共下水道の施設に関する工事又は維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができるものとする。（第十八条関係）

11　使用料の原則の追加等

公共下水道管理者が公共下水道を使用する者から徴収することができる使用料の原則に、能率的な管理の下における適正な原価に、改築を実施するため将来において必要となる資金として積み立てるべき額を加えたものを超えないものであることを追加し、これらの原則によって使用料を定めるに当たって必要な技術的細目は、国土交通省令で定めるものとする。（第二十条第二項第二号及び第三項関係）

12　施設の工事及び維持管理の状況の公表

公共下水道管理者は、公共下水道の施設の工事及び維持管理の状況に関する情報であって国土交通省令で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないものとする。（第二十三条の二関係）

13　広域連携推進計画

⑴　都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、広域連携推進計画を定めるよう努めなければならないものとし、広域連携推進計画を定めようとするときは、関係下水道管理者の同意を得なければならないものとする。（第三十一条の二第一項及び第五項関係）

⑵　広域連携推進計画には、市町村における公共下水道の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道の管理を都道府県が行うことが適当であると認められるときは、当該都道府県による当該公共下水道の管理に関する事項を記載することができるものとし、都道府県は、広域連携推進計画に当該事項が定められている場合においては、当該公共下水道の管理を行うことができるものとする。（第三条第三項及び第三十一条の二第三項関係）

⑶　下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、共同して、都道府県に対し、広域連携推進計画を定めることを要請することができるものとし、都道府県は、要請があった場合において、下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認めるときは、広域連携推進計画を定めるものとする。（第三十一条の二第七項及び第八項関係）

14　都道府県協議会

⑴　広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができるものとする。（第三十一条の三第一項関係）

⑵　都道府県は、都道府県協議会において協議を行おうとするときは、都道府県協議会の構成員に、当該協議を行う事項を通知しなければならないものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならないものとする。（第三十一条の三第三項及び第四項関係）

15　連携協力下水道の管理

⑴　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、協議してその管理の方法及び管理に要する費用の負担を別に定めることができるものとする。（第三十一条の五第一項及び第五項関係）

⑵　広域連携推進計画に連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならないものとする。（第三十一条の五第二項関係）

⑶　関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合においては、これらの者は、当該連携協力下水道の管理者に代わってその権限を行うものとする。（第三十一条の五第四項関係）

16　災害の発生時における連携及び協力の確保

国、都道府県、市町村及び下水道管理者並びにその他の関係者は、災害の発生時における速やかな下水道の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとする。（第三十一条の八関係）

17　その他

その他所要の改正を行う。

第２　道路法の一部改正

1　占用物件等維持修繕協定制度の創設

道路管理者は、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するため道路占用者との連携により道路及び占用物件の維持又は修繕を行う必要があると認めるときは、道路占用者との間において、占用物件等維持修繕協定を締結することができるものとする。（第二十条の三関係）